

「共生社会の実現に向けた生涯学習支援に係る実践研究事業」
広報業務委託仕様書

1 業務の目的

本事業は、障がいのある人の生涯学習活動の充実を通して「誰もが、共に学び、生きる社会」を実現するために、本事業のねらいや県内各地で行われている障がい者当事者の活動やそれを支える取組について、広く県民に普及啓発や情報提供することを目的としている。

2 委託期間

契約締結の日から令和5年2月10日（金）まで

3 委託料

2,400,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

4 業務委託の内容

(1) 企画・準備

- ① 特別番組の制作に係る実施計画書の作成
- ② 啓発CMの制作に係る実施計画書の作成

(2) 放映・広報

① 特別番組の制作・放送

- ・ 障がいのある人の生涯学習について、障がい者当事者や関係者が発信する特別番組
- ・ 県内各地で行われている障がい者団体やその支援者の活動を取材
1団体ではなく、複数の団体や人物を取り上げることが望ましい。
- ・ 構成は、障がい者当事者のみでなく、普段「障がい者」と接点をもたないような県民も含めて、広く県民をターゲットにした構成であること。

(例)

- * サッカーやサーフィン等、障がいの有無に関わらずアクティブに活動している障がいのある人や共に活動している人を取材し、番組化する。
- * 障がいのある人とない人とが一緒に絵画や書道、写真などの芸術活動や、スポーツ等の活動をしている取組を取材し番組で取り上げる。

② 啓発CMの制作・放送

- ・ 「障がいのある人の生涯学習」についてメッセージを発するCMの制作・放送
- ・ 障がいの有無に関わらず、こどもから大人まで誰もが共に学べる共生社会を目指しているというメッセージを県民に伝えることを目的としたものにする。

※ 特別番組、啓発CMの著作権については、宮崎県に帰属する。

※ 特別番組、啓発CMともに映像内に「宮崎県教育委員会」のクレジットを掲出する。

(3) その他関連業務

- ① 新型コロナウイルス感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を講じること。
- ② 番組出演者等との調整

5 成果品

事業実施後は、実績報告書及び収支精算書、事業実施の様子が分かる写真や、特別番組のDVD等の成果品等を提出するものとする。

6 支払方法

業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

7 その他

- (1) 委託業務の実施に当たっては、県及び関係者と十分に連絡を取りながら進めること。
- (2) 委託業務の実施に当たっては、業務従事者はもとより、県民やサービス利用者等の第三者から事業執行や予算の執行又は業務従事者の勤務態度に関して批判を受けることのないよう十分配慮するとともに、万一批判やトラブルが発生したときは、速やかに問題の解決に当たること。
- (3) 自然災害や新型コロナウイルス感染症等の影響により、事業の一部又は全部が実施できない場合は、委託者と受託者との協議により契約の変更を行う場合がある。
- (4) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、定めるものとする。